

# E Uのカルテル政策

## 制裁金算出方法と自首減免制度改定について

### ブリュッセル・センター

欧州委員会は 05 年 12 月に発表した「反トラスト政策に関するグリーンペーパー」に基づき、反競争的行為への抑止効果向上を目指した各種制度改正を実施中だ。本稿では、その中でも 06 年 9 月に改定されたカルテル制裁金の算出方法と、同 12 月 8 日に施行された制裁金に対する「自首減免制度」改定の内容、および最近のカルテル摘発の動向を中心に解説する。

#### 1. E Uのカルテル規制

E Uにおける独占禁止法や競争制限禁止法に係る法律は、E C条約第 81～89 条で「競争規定 (Rules on Competition)」として定められている。第 81 条では、E U加盟国間の取引に影響を及ぼすような事業間の協定や決定を禁止しており、これを基にカルテルを規制している。また、第 82 条では、「支配的地位の濫用の禁止」を定義し、独占行為を禁止している。

##### (1) カルテル制裁金に関するガイドライン

欧州委員会は、E C条約第 81 条に基づき、カルテル調査を実施し、違反企業に制裁金支払いを命じる権限を有する。欧州委員会の決定に不服な企業は、第一審裁判所 (Court of First Instance) さらに欧州司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) に上訴することができる。裁判所は欧州委員会決定を覆す権限があり、制裁金額を減らしたり、逆に増やしたりすることもある。

カルテルに対する制裁金の設定方法については、06 年 9 月に、1998 年版を改定した新たな欧州委員会ガイドライン<sup>1</sup>が採択された。違反企業に対する制裁金の上限は年間総売上高(世界売上高)の 10%を上限とする点は従来と変わらないものの、新ガイドラインでは、この範囲内で、違反企業が関連市場から違法に得た年間売上高の 30%に違反行為に関与した年

<sup>1</sup> "Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No 1/2003 (2006/C 210/02)", Official Journal of the European Union C 210, 1.9.2006 [http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c\\_210/c\\_21020060901en00020005.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_210/c_21020060901en00020005.pdf)

数を乗じた額を上限として設定した。これに加えて、違反期間に関わりなく年間売上高の15～25%を追加する方式（Entry Fee）も取り入れられた。

これはカルテルだけでなく、水平的取引制限（地理的に隔たった市場におけるメーカーと流通業者間の価格固定協定・価格拘束）や市場分割協定、生産・販売数量の制限協定など他形態の反競争的行為にも適用されるもので、これらの形態の違反への関与を防止する目的がある。さらに、違反を繰り返す者に対しては過去の制裁金よりも高い額を科する設定になっている。このように、これまでよりも制裁金額を高くし、反競争的行為に対する抑止効果を狙っている。

## (2) 自首減免の制度（リニエンスー制度）

カルテル制裁金の「自首減免制度」は、カルテルに関与した企業に情報開示と当局への協力約束とを引き換えに、制裁金の免除・軽減を提供できる制度で、カルテルの発見、予防、解体に役立っている。

EUはカルテルの摘発を目的に同制度を96年に初めて導入した。同制度の内容を定めた欧州委員会告示（Leniency Notice）は02年2月に1回改定（2002 Leniency Notice）<sup>2</sup>されている。欧州委員会は06年9月29日、改定以降の4年間に生じた問題点を洗い出して制度改善案を提案し、公開諮問を経て、12月8日から新たな欧州委員会告示<sup>3</sup>が有効となった。新たな制度内容は以下のとおりである。

### (a) 制裁金免除（Immunity from Fines）の適用

企業が当該カルテルに関する情報や証拠を欧州委員会に提出することにより、以下のいずれかの点が可能になる場合、情報・証拠を最初に提出した当事者に対して、制裁金が免除される。

欧州委員会が、申し立てされた当該カルテルに関し「ターゲットを絞った立ち入り検査（targeted inspection）」を実行できること  
当該カルテルがEC条約第81条違反であると認定できること

---

<sup>2</sup> "Commission Notice on Immunity from Fines and Reduction of Fines in Cartel Cases (2002/C 45/03)", Official Journal of the European Communities C45, 19.2.2002  
[http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52002XC0219\(02\):EN:NOT](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52002XC0219(02):EN:NOT)

<sup>3</sup> "Commission Notice on Immunity from Fines and Reduction of Fines in Cartel Cases (2006/C 298/11)", Official Journal of the European Union C 298, 8.12.2006  
[http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c\\_298/c\\_29820061208en00170022.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_298/c_29820061208en00170022.pdf)

上記 のケースでは、免除申し立て者は具体的なインサイダー情報を提供できるはずであり、これにより欧州委員会の立ち入り検査が可能となった場合に、制裁金免除を適用することとしている。今回の改定では、企業が通報を躊躇するのを回避するため、上記 のケースによる制裁金免除の適用で具体的に求められる情報の内容を以下のようにリスト化し、要件を明確化した。

- 申し立て者が情報提出時点で認識している情報を含む企業声明<sup>4</sup>
  - 当該カルテルの目的や活動内容、機能などの概要、関連する製品・サービス、地理的範囲、当該カルテルが影響を及ぼした期間と市場規模推定、特定の日付・場所やカルテルの内容・当事者に関する情報、免除措置申し立ての内容を証明するために提出する証拠に対する説明
  - 免除措置申し立てを行う法人および当該カルテルに關与する全事業者の名称・所在地
  - 申し立てを行う者が知る限りにおいて、当該カルテルに關与している（した）すべての当事者（個人）の氏名・身分・所属事務所所在地・（必要な場合）自宅住所<sup>5</sup>。これには申請者の代理としてカルテルに關与した者も含む。
  - 当該カルテルに關し、すでにEU域内外の欧州委員会以外の競争当局にアプローチしているかどうか。していない場合、今後アプローチする意向があるかどうか。
- 当該カルテルに關連し、申請者が有しているか、または提出時に入手し得るその他の關連証拠。

欧州委員会がすでに立ち入り検査を実施している場合、上記 による免除は適用されないが、申し立て者は、第 81 条に違反しているという証拠を欧州委員会が見つかることのできるような情報を提供することで免除が認められる（上記 のケース）。

免除措置の適用ではさらに（上記 および のケースともに）以下のすべての条件を満たす必要がある。

( ) 当該カルテルについて有している、あるいは入手し得るすべての關連証拠を欧州委員

---

<sup>4</sup> 企業代表者ないし代理人の署名の入った書面での声明のほか、口頭陳述も認められている。

<sup>5</sup> 欧州委員会には、理事会規則（EC）No. 1/2003（下記リンク参照）により、カルテルに關与していると思われる企業の役員やマネージャー、その他の従業員の自宅に重要参考資料が保管されていると判断できる場合、これらの場所に立ち入って検査を行う権限が与えられている。

"COUNCIL REGULATION (EC) No 1/2003 of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty", Official Journal of the European Communities L1, 4.1.2003

[http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2003/l\\_001/l\\_00120030104en00010025.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2003/l_001/l_00120030104en00010025.pdf)

同規則に關する改正については以下のページを参照されたい。

<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/Notice.do?val=283510:cs&lang=en&list=283510:cs.&pos=1&page=1&nb=1&pgs=10&hwords=>

会に提出し、提出後も継続的かつ迅速に調査手続きに全面協力すること。例えば、現役の（また可能な場合過去の）従業員および役員を欧州委員会の聴取に対応させることが求められるほか、関連する情報や証拠を破棄、変造、隠蔽したり、申し立ての事実やその内容を、欧州委員会の摘発前に開示したりすることが禁じられる。

- ( ) 当該企業が申し立ての直後に、当該カルテルへの関与を終了していること
- ( ) 欧州委員会への申し立てを検討する際に、当該企業は情報や証拠を破棄、変造、隠蔽、もしくは、申し立ての事実や内容を（欧州委員会以外の競争当局を除く）第三者に開示してはならない。

また、他の企業にカルテルへの参加を強要しようとした企業は、制裁金免除の対象とならない（ただし、必要な条件を満たす場合は減額の対象となる可能性がある）。

## (b) 減額 (Reduction of a Fine) の適用

前述の ないし の要件は満たしていなくても、欧州委員会がすでに入手している証拠に照らし、重大な付加価値をもたらす証拠を提供したと判断される場合、このような証拠を提出した企業に対し制裁金の減額を認めている。減額の水準は以下の通りであるが、それぞれの金額幅の範囲内で、情報が提出された時点と付加価値の度合いによって、欧州委員会が手続きの最終段階で決定する。減額の場合も、前項に示した( )~( )の3つの条件を満たすことが必須要件となる。

- 最初に重要な付加価値をもたらす証拠を提出した企業：本来、当該企業に科されるべき制裁金額の 30~50%
- 2番目に提出した企業：同、20~30%
- 3番目以降に提出した企業：同、最高 20%

## (c) 「マーカー」制度

今回の改定では、新たに、免除申請者のみに適用される（減額申請者には適用されない<sup>6</sup>）「マーカー」制度が導入された。これは、申し立てに十分な情報や証拠が揃っていない場合でも、一部の情報を先に提供すれば欧州委員会が暫定的に申し立てを受け入れるというものである。情報が完備していなくても制裁金免除を受けられるよう、最初の通報者としての立場を確保できるようにし、カルテルに関与する企業の間で競争を促すことで早期摘発を狙っている。

---

<sup>6</sup> 欧州委員会の実体験からは、立ち入り検査後の短期間の間に複数の減額申請が出てくることが多いため、また、欧州委員会にとって複数のマーカーに同時に対応することは現実的には困難という理由もある。

自首減免制度には従来から、仮申請（Hypothetical application：仮説的申請）として申し立てを行う方法があり、証拠となる情報やデータで当該企業やカルテルを特定できる部分を明かさずに通報することができた。マーカ制度は、身分は開示し、ケースバイケースで期限を設定したうえで詳細情報を提供していくという点で仮申請と異なる新たな制度である。

同制度適用で必要となる情報は、申請者の氏名・住所、当該カルテルへの当事者、影響を受ける製品・地理的領域、カルテルの推定期間、およびカルテル行為の内容に限られている。マーカ制度が適用されるかどうかは欧州委員会の裁量で決定する。同制度は今回の改定の新たな特徴の1つであるが、新たな制度であるため具体的な運用方法は検討の余地が残されており、今後、申請者との協議や欧州委員会の知見によって運用方法が固められる。

#### (d) ECN モデル減免プログラム

欧州競争ネットワーク（European Competition Network / ECN）<sup>7</sup>は加盟国の競争当局のネットワークで、カルテルに関する情報交換や、加盟国における自首減免制度の適用条件や水準の乖離を縮小することを目的としている。EUの制度に加えて加盟国で異なる制度<sup>8</sup>があり、それぞれの制度には横のつながりがないため、情報交換や協力が重要となる。

また、企業が複数の当局に同時並行的に減免を申し立てる場合に、関係国当局間で手続きが異なると企業にとって手続きの負担が大きくなるため、ECNのすべての自首減免制度に共通となる原則的な要素を決めたECNモデル減免プログラム（ECN Model Leniency Program）<sup>9</sup>が06年9月26日に発表された。申し立て企業が制裁金免除措置を受けるために提供すべき情報の種類、カルテル参加の終了と協力の義務、当局側の処理方法など、手続きや申請内容で必須な要素を設定している。

企業は、複数の国にまたがるカルテルで、最終的には欧州委員会が当該ケースを取り扱うことになっても、2カ国以上の自首減免制度に同時並行的に申し立てる場合が多い。しかし、このような手続きは、当該企業にとっても、加盟国の当局にとっても膨大な時間がかかることから、同時並行的な申し立てによる負担を軽減するため、標準的な略式申請（Summary Application）の方式が定められた。前述のマーカ制度の適用時点で求めら

---

<sup>7</sup> [http://ec.europa.eu/comm/competition/ecn/index\\_en.html](http://ec.europa.eu/comm/competition/ecn/index_en.html)

<sup>8</sup> EUの自首減免制度が2002年に改定された時点で自国の減免制度があったのは25カ国中4カ国だけであったが、06年12月改定時点では、減免制度がない加盟国が4カ国（スペイン、デンマーク、スロベニア、マルタ）となった。

れる情報の内容は、この ECN のモデル減免プログラムの内容に沿ったものとなっている。

## 2. EUにおける最近のカルテルの動向

### (1)最近の大型カルテル

EUにおける最近の大型カルテルについて、企業別およびセクター別ランキングを表1～表3に示す。これまでに欧州委員会から最高額の制裁金を科せられた企業はスイスの医薬品メーカー、F.ホフマン・ラ・ロシュ(表1)で、その金額は4億ユーロ(1ユーロは156円)を超えた。これはビタミン物質の大規模なカルテルで、価格カルテルや市場分割、値上げ合意が89年から99年まで続けられていた。F.ホフマン・ラ・ロシュやBASF(独・化学)のほか日本企業7社を含む計13社が関与し、8社(うち日本企業3社)に総額7億9,051万ユーロの制裁金が科されたが、人の成長や生命維持に欠かせない必須物質であるビタミンを扱う企業による不正行為という点からも、厳しい処置が取られたケースである。

セクター別ランキング(表2)でもビタミンが1位になっており、同カルテルの規模と重大さが窺える。なお、仏アベンティス(医薬品)(現サノフィ・アベンティス)は、欧州委員会に協力し決定的な証拠を提供したことで自首減免制度が適用され、EUの同制度の下、制裁金が100%免除された<sup>10</sup>初の企業となった。

表1: これまで欧州委員会が科したカルテル制裁金の企業・ケース別ランキング

	企業	制裁金(ユーロ)	年
1	F.ホフマン・ラ・ロシュ(Hoffmann-La Roche AG)( <a href="#">IP/01/1625</a> )	462,000,000	2001
2	エニ(ENI SpA)( <a href="#">IP/06/1647</a> )	272,250,000	2006
3	ラファージュ(Lafarge SA <sup>1</sup> )( <a href="#">IP/02/1744</a> )	249,600,000	2002
4	BASF AG <sup>2</sup> ( <a href="#">IP/01/1625</a> )	236,845,000	2001
5	アルケマ(Arkema <sup>1</sup> )( <a href="#">IP/06/698</a> )	219,131,250	2006
6	アルジョ・ウィギンス・アプルトン(Arjo Wiggins Appleton PLC <sup>1</sup> )( <a href="#">IP/01/1892</a> )	184,270,000	2001
7	ソルベイ(Solvay <sup>1</sup> )( <a href="#">IP/06/560</a> )	167,062,000	2006
8	シェル(Shell)( <a href="#">IP/06/1647</a> )	160,875,000	2006
9	BPB PLC <sup>1</sup> ( <a href="#">IP/02/1744</a> )	138,600,000	2002
10	シェル(Shell)( <a href="#">IP/06/1179</a> )	108,000,000	2006

(注)カッコ内は当該カルテルに関する欧州委員会プレスリリースへのリンク。

<sup>1</sup> 第一審裁判所への上訴前。

<sup>2</sup> 第一審裁判所による判決後。

<sup>9</sup> [http://ec.europa.eu/comm/competition/ecn/model\\_leniency\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/comm/competition/ecn/model_leniency_en.pdf)

<sup>10</sup> 同社はビタミンAとビタミンE、ビタミンD3のカルテルに関与したが、ビタミンD3については欧州委員会に情報を提供しなかったため、504万ユーロの制裁金が科された。

表 2： これまで欧州委員会が科したカルテル制裁金額のセクター別ランキング

セクター	年	計(ユーロ)
ビタミン	2001	790,505,000
合成ゴム (BR/ESBR)	2006	519,050,000
石膏ボード	2002	478,320,000
過酸化水素	2006	388,128,000
アクリルガラス	2006	344,562,500
銅管用継手	2006	314,760,000
ノーカーボン紙	2001	313,690,000
産業用袋	2005	290,710,000
アスファルト(オランダ)	2006	266,717,000
銅管	2004	222,291,100

表 3： 03～06年に欧州委員会が科したカルテル制裁金(セクター別)

年	カルテルの発生したセクター	制裁金対象となった 関与企業の数	制裁金合計(ユーロ)
2006	合成ゴム (BR/ESBR) ( <a href="#">IP/06/1647</a> )	6	519,050,000
2006	鉄鋼材(再裁定) ( <a href="#">IP/06/1527</a> )	1	10,000,000
2006	銅管用継手 ( <a href="#">IP/06/1222</a> )	11	314,760,000
2006	オランダのアスファルト ( <a href="#">IP/06/1179</a> )	14	266,717,000
2006	アクリルガラス ( <a href="#">IP/06/698</a> )	5	344,562,500
2006	過酸化水素 ( <a href="#">IP/06/560</a> )	9	388,128,000
2005	ゴム薬品 ( <a href="#">IP/05/1656</a> )	4	75,860,000
2005	産業用袋 ( <a href="#">IP/05/1508</a> )	16	290,710,000
2005	イタリアのタバコ ( <a href="#">IP/05/1315</a> )	6	56,052,000
2005	産業用糸 ( <a href="#">IP/05/1140</a> )	11	43,497,000
2005	クロロ酢酸 ( <a href="#">IP/05/61</a> )	5	216,910,000
2004	塩化コリン ( <a href="#">IP/04/1454</a> )	6	66,340,000
2004	手芸用品 ( <a href="#">IP/04/1313</a> )	3	60,000,000
2004	スペインのタバコ ( <a href="#">IP/04/1256</a> )	9	20,038,000
2004	フランスのビール ( <a href="#">IP/04/1153</a> )	2	2,500,000
2004	グルコン酸ナトリウム ( <a href="#">IP/01/1355</a> )	1	19,040,000
2004	銅管 ( <a href="#">IP/04/1065</a> )	9	222,291,100
2003	産業用銅管 ( <a href="#">IP/03/1746</a> )	5	78,730,000
2003	有機酸化物 ( <a href="#">IP/03/1700</a> )	6	69,531,000
2003	炭素および黒鉛製品 ( <a href="#">IP/03/1651</a> )	6	101,440,000
2003	ソルビン酸 ( <a href="#">IP/03/1330</a> )	5	138,400,000
2003	牛肉 ( <a href="#">IP/03/479</a> )	6	16,680,000

(注) カッコ内は当該カルテルに関する欧州委員会プレスリリースへのリンク。

以上の出所： 06年11月29日付欧州委員会プレスリリース資料 ([MEMO/06/451](#))

## (2) 最新の事例

### (a) 鉄鋼材：アルセロール

欧州委員会は、06年11月8日、鉄鋼大手のアルセロール（ルクセンブルク）に、鉄鋼材分野で、EU全域で価格カルテル、市場分割、市場情報の交換などのカルテルを結んでいたと認定し、1,000万ユーロの制裁金を言い渡している。本件は、94年に欧州委員会が計14社に対して総額1億ユーロの制裁金を科したが、書類の送付先を間違えるという手続き上の不備を理由に、2003年に欧州司法裁判所が欧州委員会の決定を覆し無効とする判決を下していた。欧州委員会は上述の手続き上の誤りを正し、06年に異議申し立てを行い、今般改めてアルセロールに制裁を科した。

カルテルの行われた90年時点の欧州における当該製品の市場規模やカルテルの継続期間、関与した企業の規模などから、アルセロールへの制裁金は2,000万ユーロに加え継続期間を勘案した上乘せが科されるはずであったが、99年に第一審裁判所が特殊な事情を鑑み1,000万ユーロに減額していたことも反映し、再裁定での制裁金も1,000万ユーロに留まった。手続き上の不備という特殊なケースではあるものの、10年以上経過したカルテルに対して改めて制裁を科したことは、欧州委員会のカルテルに対する厳罰姿勢を示している。

### (b) 合成ゴム：エニ、バイエル、シェル、ダウ、ユニペトルル、トレード・ストミール

欧州委員会は06年11月29日、タイヤや靴底、ゴルフボール、床材などに使われる合成ゴム（BRおよびESBR<sup>11</sup>）について96年から02年にかけてカルテル（価格カルテル、顧客情報の共有）を結んでいたとし、ダウ、エニ、シェル、ユニペトルル、トレード・ストミールの計5社に対し、総額5億1,900万ユーロの制裁金を科した（表4）。これはEU史上、2番目に高い制裁金となった（表2参照）。02年に、バイエルが自首減免制度の適用を申し出たことから同カルテルに対する調査が開始された。翌年には欧州委員会がダウに抜き打ち検査に入り、その結果、同社も情報提供に合意して制度適用を申し出た。

当該製品の市場規模、カルテルの継続期間、関与した企業の規模から制裁金額が決定されたが、エニ、シェル、バイエルの3社は過去にも違反の経歴があったため、さらに50%増額された。しかし結果的に、自首減免の申し立てが認められたバイエルは、制裁金が全額免除となったほか、ダウも40%が減額された。シェルはカルテルに関与したことを認めしたが、開示した情報の重要性の低さから、欧州委員会の調査への貢献は小さいとみなされ、減免対象企業として認められなかった。

<sup>11</sup> BR = ブタジエン・ゴム、ESBR = エマルジョン・スチレン・ブタジエンゴム



表 4： 最近の化学カルテルに関与したの制裁金の例

企業名	所在地	制裁金減免 (%)	制裁金減免 (ユーロ)	制裁金額 (ユーロ)
バイエル (Bayer)	ドイツ	100	204,187,500	0
ダウ (Dow)	米国	40	43,050,500	64,575,000
エニ (Eni)	イタリア	0	0	272,250,000
シェル (Shell)	オランダ	0	0	160,875,000
ユニペトロル (Unipetrol)	チェコ	0	0	17,550,000
トレード・ストミール (Trade-Stomil)	ポーランド	0	0	3,800,000
計			247,237,500	519,050,000

出所： 2006年11月29日付欧州委員会プレスリリース資料 ([IP/06/1647](#))

以 上